

岡山大学 ABS 指針対策委員会内規

平成 30 年 4 月 1 日
学 長 裁 定

(設置)

第 1 条 岡山大学（以下「本学」という。）は、遺伝資源に関わる生物多様性条約および名古屋議定書に関する岡山大学ポリシーに基づき本学の遺伝資源に関わる生物多様性条約および名古屋議定書に関する重要事項を審議するため、岡山大学 ABS 指針対策委員会（以下「委員会」という。）を岡山大学研究推進産学官連携機構に置くものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益の配分(Access and Benefit-Sharing(ABS))に関する措置を講ずることにより、本学における遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（以下「遺伝資源等」という。）の取扱いを適切に行うことを推進し、もって生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この内規において使用する用語は、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（平成 29 年 5 月 18 日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 1 号。以下「ABS 指針」という。）で使用する用語の例による。

(業務)

第 4 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利用する遺伝資源等が名古屋議定書に適用されるものかどうかの判断に関すること。
- (2) 遺伝資源等が適法に取得されたものかどうかの確認及び環境大臣への報告に関すること。
- (3) 次条に定める役職員の登録の審査に関すること。
- (4) 遺伝資源等に係る提供国法令の違反の申立てに対する情報提供の協力に関すること。
- (5) 環境大臣からの遺伝資源の利用に関連する情報提供の求めに関すること。
- (6) 遺伝資源等の利用者への指導又は助言に関すること。
- (7) 本学における遺伝資源等の取扱いに係る業務を行う関係部局等への指導又は助言に関すること。
- (8) その他 ABS 指針の遵守に必要なこと。

(登録)

第 5 条 役職員は、遺伝資源等の取得等について、委員会が定める時期に所属部局を通じて登録しなければならない。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、必要に応じて開催するものとし、年2回以上開催するものとする。
2 委員会は、原則として全委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次の委員によって組織する。

- 一 研究担当理事(副学長)(以下「理事」という。)
 - 二 大学院自然科学研究科長が指名する者 1名
 - 三 大学院環境生命科学研究科長が指名する者 1名
 - 四 大学院医歯薬学総合研究科長が指名する者 1名
 - 五 ヘルスシステム統合科学研究科長が指名する者 1名
 - 六 資源植物科学研究所長が指名する者 1名
 - 七 リサーチ・アドミニストレーター 1名
 - 八 産学官連携本部長
 - 九 前各号のほか、委員長が必要と認めた者
- 2 前項第2号乃至第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事を整理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(外部専門アドバイザー等の意見)

第9条 委員会は、遺伝資源等の取扱いについて外部専門アドバイザー等に意見を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 第7条に掲げる者は、遺伝資源等に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。委員会の業務に携わらなくなった後も、同様とする。

(専門委員会)

第11条 委員会に、専門的事項を調査、助言するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、関係する関係部署の協力を得て、研究交流部産学連携推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の管理運営に関し必要な事項は、別に委員会が定めるものとする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。